

2026 年 10 月 1 日

第 8 回日本成長戦略会議で示された論点に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

1. 「日本成長戦略実行計画」策定について

(1) 賃上げ環境整備

○3 年連続で 5% 台の賃上げが実現し、日本全体の実質賃金も 2021 年以来 5 年ぶりにプラスに転じたものの、1 年前と比べて暮らしにゆとりが出てきたと感じる国民はいまだ少数であり、賃上げのすそ野を広げ、実質賃金を持続的に向上させていく必要がある。「世界の産業政策競争」に打ち勝つには、「人への投資」が不可欠である。賃上げ環境整備は、日本成長戦略の横断的な課題として位置づけられており、以下の 3 点について実行計画に盛り込み、早急に実践すべきである。

- ①「物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる」との方針を踏まえ、来年の賃上げに向け、年内に中央での政労使の意見交換を実施するとともに、各地域で地方版政労使会議を開催する。
- ②政府は、中小企業の労働生産性を 2030 年度までの 5 年間で 15% 増加させることを目標として掲げている。業務改善助成金、生産性向上に向けた各種支援策、中小企業向け賃上げ促進税制などの一層の活用を促進するとともに、賃上げの波を中小企業や労働組合のない企業へ波及させ、多くの人が生活向上を実感できるようにする。
- ③「労働供給制約社会における中堅中小企業の稼ぐ力強化戦略」を着実に実行する。道半ばである価格転嫁のさらなる推進と取引適正化の徹底に向け、「取適法」の現場への浸透、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の着実な実行、ならびに取適法の対象外となる取引に対する実効性ある対策の強化をはかる。

(2) 財政運営の検証・評価を踏まえた計画の見直し

○内閣府の試算では、高成長が実現した場合でさえも、金利要因の拡大に伴い債務残高対 GDP 比の低下幅は徐々に縮小し、将来的に上昇に転じることを示唆している。そのため、計画の進捗と債務残高対 GDP 比だけでなく、利払い費や財政収支なども含めて、幅広い可能性を踏まえた分析を行うとともに、この会議において定期的に検証・評価し、見直ししながら進めていく必要がある。

2. 当面の検討課題について

(1) 実行計画に盛り込むべき重点項目

- 「8つの分野横断的な課題」の1つに位置づけられている「労働市場改革」の主要政策には「労働時間法制等に係る政策的対応」が掲げられている。

労働時間法制については、現在、労働政策審議会で具体的な議論が進んでいるところであるが、過労死等の痛ましい事案が後を絶たない現状を踏まえれば、今行うべきは、裁量労働制の拡充、変形労働時間制の要件緩和といった長時間労働を招きかねない規制緩和ではない。誰もが健康で安心して働き自己の能力を最大限に発揮できるよう、長時間労働を前提とした働き方や職場風土の変革、業務プロセス等の見直しによる効率化・省力化、生産性向上を含めた真の「働き方改革」の一層の定着・促進を進めることである。

今後とも労働政策審議会において、健康で豊かな生活時間を確保できる労働時間制度を確立していく観点から、「連続勤務規制」「勤務間インターバルの義務化」「『つながらない権利』の立法化」などの検討を深めていくべきである。

(2) 投資環境整備

①「建設供給力不足への対応」

- 建設業は、他産業に比べ長時間労働となっており、年間出勤数も多い実態にある中で、急速な高齢化の進行と人手不足が深刻な状況となっている。担い手確保に向けては、工期ダンピング対策の強化や工期変更の協議円滑化などの取引慣行の適正化を含め、昨年12月施行の第三次・担い手3法などによる取り組みを一層推進し、「4週8休」の確保や労働時間の着実な短縮などの職場環境のさらなる改善をはじめ、建設業界を支える労働者を重視した政策を検討すべきである。

とりわけ、労働時間法制に係る課題については、労働政策審議会において議論すべきである。一部に変形労働時間制の要件緩和などを求める声があるが、長時間労働の常態化および、生活時間の設計を損なう恐れがあり、むしろ担い手不足を助長しかねない。建設業については、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予され、長時間労働是正に向けた準備や対策について十分検討する期間があったことを踏まえれば、現場での「働き方改革」のさらなる定着・促進にこそ取り組むべきである。

(4) 電力インフラへの対応

- 電力産業の投資予見性確保は、電力事業者の投資判断だけでなく、装置・機器メーカーの製造ライン確保、建設・保守を担うサプライチェーン全体の人材育成、技術・技能の維持とも密接に関わる。そのため、電力の需要見通しや政策の不確実性によるリスクを事業者や現場の労働者に過度に負わせることのないよう、電力の需要見通しが当初の想定と異なった場合の対応について、予め検討しておく必要がある。

3. 『「強く豊かな日本」投資枠』における特別会計について

- 『「強く豊かな日本」投資枠』において特別会計による別枠管理を行うのであれば、財政規律が緩まることや透明性の低下を防止するため、つなぎ国債について償還財源の裏付けを確実にするとともに、対象事業ごとの執行状況や狙いどおりの政策効果が得られたのかを継続的に検証できるようにする必要がある。
- 海外デジタルサービスへの依存度の高さから、サービス収支におけるデジタル分野等の赤字が拡大している。ガバメントクラウドも当初採択されたのは海外企業のみで、今年３月末にようやく国内企業１社が提供事業者として採択された状況にあり、デジタル赤字解消に加え、経済安全保障・データ主権確保のためにも、国産クラウドサービスの採用を進める必要がある。また、日本の産業分野が持つ豊富なデータ資源を海外社製ＡＩに学習させることなどによる製造ノウハウ流出を防止することも必要である。そのため、特別会計の対象事業を経済安全保障上重要な分野であるものとするとともに、国内ＩＴ人材の育成を支援する必要がある。

以 上